

## 「コロナ禍で公務員の給料は？」

私たち公務員の給与は国の人事院勧告制度・県の人事委員会勧告制度によって待遇改善がなされません。これは、公務員が労働基本権に制限を受けているためのシステム設計と運用です。

人事院勧告制度では、人事院が毎年、民間企業の給与基準を調査し、この基準と著しく乖離しないように公務員の給与を定めることを内閣に勧告します。そして、内閣が公務員の給与に関する法律を改正する法案を国会に提出してその可決を得ることで、公務員の待遇を決定します。地方公共団体はこれに倣って、地方公務員の給与を定めます。その際、労働者の代表として当局と交渉するのが労働組合です。特に10月、11月は県当局と組合代表とが何度も交渉し、賃金・手当・労働条件等を決定していきます。

今年度の交渉は、コロナ禍のために勧告自体が遅くなり、異例の展開になることが予想されます。そのため、教職員皆様の多くの要求を集約し、理路整然と交渉で説明できるように以下の2つの観点をご紹介します、御意見をお待ちします。（関連クイズも作りました！）

- 1、給与は民間の実態を踏まえたものである。「世の中が大変だから公務員の給与を〇割カットする」という曖昧な提案が出された場合には、エビデンス（客観的根拠）を基に交渉する。

※クイズ1 人事院は、何人以上規模の企業を基準として勧告を出しますか？  
(A. 5人 B. 50人 C. 100人 D. 500人)

※クイズ2 公務員が人口千人あたりに占める割合は？（総務省2018年版）  
(A. 45人 B. 36人 C. 29人 D. 22人 E. 19人)

- 2、国民の教育への関心、期待は大きいので教職員の待遇改善を図り、人材確保を行う。

現在、「大学入試制度」や「9月入学」等について、政府、文科省の迷走が国民、高校生を不安にしています。また、教員採用試験倍率の低下も続いています。教職員の待遇改善を図ることが重要ではないでしょうか。

※クイズ3 群馬県の教員採用試験倍率（2019年度）はどれでしょう？  
(A. 小学2.0 高校4.8 B. 小学2.6 高校5.4 C. 小学5.3 高校14.7)

※クイズ4 日本の教員の勤務時間は「世界一長い」という結果が出ています。以下の各説明文の正誤を判断してください。（OECD国際教員調査TALIS2018より）

- ①日本は1日12時間以上勤務の人が6割近くであるが北欧ではほとんどいない。
- ②フランス、韓国の教員は半数近くが1日8時間未満の労働である。
- ③日本の週平均労働時間は59h、デンマークは40h、アメリカは47hである。
- ④日本の授業時間は総勤務時間に占める割合が半分未満であり、こうした例は他国では見られない。

※クイズ5 経済協力開発機構（OECD）によれば、2015年のOECD加盟国において、国内総生産（GDP）のうち小学校から大学までの教育機関に対する公的支出の割合で日本は比較可能な34カ国中で第何位でしょうか？  
(A. 18位 B. 25位 C. 34位)

答え：1.B 2.E 3.C 4.すべて正しい 5.C（最下位）

解説：1. 公務員採用者の多数が大規模民間企業から内定を得ている。公務員の勤務条件は大規模民間企業と比較すべき、という根拠になっている。

2. Aハンガリー Bフランス C英国 D米国 E日本

日本は公務員が減らされ続け、今回のコロナ対応での人員不足など、問題が多数起きている。

（裏面に続く）

3. A茨城 B栃木 C群馬 「教職員の労働はブラック」という実態が公になってきたため。教職員の労働条件を改善しないと優秀な人材が集まらない。
4. 日本の特徴は、授業数は特に多いわけではないが部活動などの他の仕事のために肝心の授業準備が不足しがちである、ということ。
5. 公的支出割合が高かった国、ノルウェーで6.3%、フィンランド5.6%など。OECD加盟国平均は4.2%。OECD加盟国平均より低かった国には、アメリカ・韓国4.1%、オーストラリア4.0%などもあげられている。日本は最下位の2.9%。「軍事費を削って教育費へ！」というスローガンの根拠になっており、組合としても税金の使い方の問題として提起している。

## 臨時的任用職員の退職手当が大幅に改善されます！

これまで臨時的任用職員は3月31日の勤務をすることができず、任用の空白期間1日があったことから不利益を被ってきました。しかし、今年度から3月31日の勤務が認められ、退職手当も大きく改善されることになりました（下記資料をご覧ください）。組合では20年以上にわたり、地公臨の先生方の待遇改善を求めて交渉を続けてきました。地公臨の先生が担任や校務分掌・部活動など同じ仕事をしているのに正規採用の先生との待遇が違い、「同一労働同一賃金」原則から外れている、ということで組合はその是正を求めてきました。今回、県当局も改善を図り、一定の前進となりました。現在、世界各地で差別是正のために声を上げ、行動する人たちがいます。私たち教職員も連帯し、少しずつでも行動していきましょう。

### 退職手当の支給率の変更点

＜退職事由＞	支給率（例：勤続1年）
任期終了	0.5022 ⇒ <b>0.837 に改善</b>
普通退職（任期途中の自己都合退職）	0.5022（変更なし）

\* 勤続2年以上は正規職員の定年退職・勸奨退職と同様の支給率を適用

\* 適用日は2020年4月1日～、退職手当の支給は該当年の4月末となります

教職員の権利、賃金など詳しく知りたい方は  
以下のHPをご覧ください！

職場をめぐる様々な問題について、皆様のご意見・情報をお寄せください。  
高教組は教職員の労働条件改善のために頑張ります。ご支援・ご加入をお願いいたします。

**群馬県高等学校教職員組合**

(TEL:027-231-2784/FAX:027-231-2787)

ホームページはこちら

<http://www.ghu.org/>

